

報告第3号

変更契約の締結に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

豊川市長 竹本幸夫

(市民部関係)

1	専決年月日	令和8年2月6日
	変更に係る議案	令和7年第72号議案 三蔵子地区市民館改築工事のうち建築工事請負契約 の締結について
	変更前契約金額	251,240,000円
	変更後契約金額	255,814,900円

参考資料 契約の概要

三蔵子地区市民館改築工事のうち建築工事請負契約（令和7年第72号議案）

- 1 契約の目的 三蔵子地区市民館改築工事のうち建築工事
工事の概要 (1) 建築工事 鉄骨造平屋建
延床面積463.63平方メートル
(2) 外構工事一式
(3) 解体工事一式
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 251,240,000円
- 4 契約の相手方 豊川市平尾町郷中67-1
有限会社寺部組
代表取締役 寺 部 守 正